

枚方市屋外広告物条例施行規則の改正について 【新旧対照表】

(傍線部は改正部分)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>○枚方市屋外広告物条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成26年 3 月31日</p> <p style="text-align: right;">規則第33号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年 3 月29日規則第12号 令和 2 年12月28日規則第85号 令和 3 年 3 月31日規則第20号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号及び前項第 5 号の色彩は、<u>産業標準化法</u> (昭和24年法律第185号) に基づく <u>日本産業規格Z8721号</u> に定めるところによるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p><u>(8) 条例第26条第 2 項の広告物等 (既に表示し、又は設置して</u></p>	<p>○枚方市屋外広告物条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成26年 3 月31日</p> <p style="text-align: right;">規則第33号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年 3 月29日規則第12号 令和 2 年12月28日規則第85号 令和 3 年 3 月31日規則第20号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号及び前項第 5 号の色彩は、工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本工業規格Z8721号に定めるところによるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>いる広告物等に限る。）に係る申請書にあつては、屋外広告物安全点検結果報告書（様式第3号）及びこれに記載した点検の状況を明らかにした写真</u></p> <p>（9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の申請書を提出する場合における当該申請書に添付する書類は、前項第3号から第5号まで<u>及び第8号</u>に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。</p> <p>第5条～第7条（略） （広告物等の表示の方法等の基準）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（2） イ～ハ（略） ニ イからハまでに掲げる区域内において鉄道の駅の周辺の区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域として市長が指定するもの それぞれイからハまでに定める基準のほか、<u>別表第6</u></p>	<p>（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の申請書を提出する場合における当該申請書に添付する書類は、前項第3号から第5号までに掲げる図書（条例第26条第2項の広告物等に係る申請書にあつては、これらの図書及び同項の規定による点検の結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（様式第3号））その他市長が必要と認める図書とする。</p> <p>第5条～第7条（略） （広告物等の表示の方法等の基準）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（2） イ～ハ（略） ニ イからハまでに掲げる区域内において鉄道の駅の周辺の区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域として市長が指定するもの それぞれイからハまでに定める基準のほか、建造物の屋上に表示し、又は設置する広告物等（平成28年9月30日以前に表示又は設置の工事が完了している広</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>2・3（略） （禁止地域等の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 条例第16条第7号、第17条第6号、第18条第1項、第19条、第20条第1号及び第22条各号の規則で定める基準は、別表第<u>7</u>のとおりとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第10条～第13条（略） （定期点検）</p> <p>第14条 条例第26条第2項の規則で定める広告物等は、<u>次に掲げる</u>広告物等とする。 <u>（1） その高さが4メートルを超える広告物等</u> <u>（2） その広告物の面積が7平方メートルを超える広告物等（建造物の壁面に直接表示する広告物を除く。）</u></p> <p>2 条例第26条第3項の規則で定める者は、<u>第27条第1項各号のいずれかに又は広告物等の点検に関する技能についての講習のうち、市長が指定するものの科目の課程を修了した者</u>とする。</p>	<p>告物等を除く。）にあつては、地上から最上端までの距離が15メートル以内であること。</p> <p>2・3（略） （禁止地域等の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 条例第16条第7号、第17条第6号、第18条第1項、第19条、第20条第1号及び第22条各号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第10条～第13条（略） （定期点検）</p> <p>第14条 条例第26条第2項の規則で定める広告物等は、その高さが4メートルを超える広告物等とする。</p> <p>2 条例第26条第3項の規則で定める者は、第27条第1項各号のいずれかに該当する者とする。</p>

新（改正後）	旧（現行）
第15条～第37条（略） 別表第1～別表第5（略） <u>別表第6（第8条関係）</u> 【別記7 参照】 別表第 <u>7</u> （第9条関係）（略） （以下表略）	第15条～第37条 別表第1～別表第5（略）  別表第6（第9条関係）（略）

【別記7】

項	区 分	面 積	掲 出 位 置
1	<u>建造物の屋上に表示し、又は設置する広告物等</u> 自家用広告物等		<u>(1) 鉄道の駅に既に表示し、又は設置している広告物等と同様の内容を当該鉄道の駅に表示し、又は設置する広告物等 当該既に表示し、又は設置している広告物等の最上端より上部に表示し、又は設置しないこと。</u> <u>(2) その他の広告物等 地上から最上端までの距離が15メートル以内</u>
	自家用広告物等 <u>以外の広告物等</u>	7平方メートル以内	<u>地上から最上端までの距離 15メートル以内</u>
2	<u>その他の広告物等（自家用広告物等を除く。）</u>	7平方メートル以内	